

三重県議会会議規則及び三重県議会委員会条例の一部改正について（案）

1 経緯等

議会に係る手続のオンライン化等を可能とするための標準都道府県議会会議規則（以下「標準会議規則」という。）及び標準都道府県議会委員会条例の改正が昨年度に行われ、また、本県議会における請願の提出手続については、令和7年2月3日の代表者会議で、オンライン化の方向性が決定され、2月定例会会議において、会議規則改正案を提出することとされました。

このことを受け、請願の提出に準じる県民から議会への手続（公聴会関係）のオンライン化等や、既にオンライン化等を行っている議事手続について、会議規則及び委員会条例の改正を行います。

また、その他、標準会議規則の改正を受けた会議時間の変更等の会議規則の改正も行います。

※オンライン化等…電子メール等のオンラインによるデータの授受等を可能とする「オンライン化」に加え、USB等を通じたオンラインによらないデータの授受等を可能とすることも含みます。

2 具体的な改正内容（案）

(1) オンライン化等に関するもの

① 県民から議会への手続（公聴会関係）のオンライン化等を可能とする規定の整備（会議規則第74条・第78条／委員会条例第22条・第26条）

本会議又は委員会での公聴会で意見を述べようとする者の申出及び公述人の文書による意見の陳述に関する会議規則及び委員会条例の規定について、県民の利便性の向上を図るため、オンライン化等を可能とする改正を行います。

② 既にオンライン化等を行っている議事手続の会議規則への位置付け（会議規則第11条・第17条・第31条・第39条・第42条の2・第68条・第69条）

議提議案の配付、議事日程の配付、委員会報告書等の配付、発言通告書の提出、請願文書表の配付等については、希望する議員に対してオンライン化等が既に実施されており、会議規則上、それを明確に位置付ける改正を行います。

※なお、開議の請求、議提議案の提出、本会議会議録（原本）の作成など、現状においてオンライン化等を実施していない議事手続については、署名の扱いや事務局との緊密な連携の必要性などの課題があることから、現時点では現行のとおりとします。

(2) その他

① 会議時間の変更（会議規則第5条）

標準会議規則において、会議時間の変更について柔軟に対応することができるようにする改正が行われました。このことについては、議事運営の円滑化に資すると考えられることから、標準会議規則に沿った改正を行います。

その上で、会議時間変更の異議の人数要件については、本県議会会議規則においては表決の順序に係る異議のみ3人以上の人数要件を設けている(第66条第3項)ほかは人数要件を特に設けていないため、設けないこととします。

なお、改正後の第5条第3項については、次の事項を基本として運用することとします。

議長は、副議長並びに議会運営委員長及び同副委員長と緊密に連携した上で判断を行う。なお、会議時間の繰上げに当たっては、次の点に留意する。

- ・会議時間の繰上げが必要となる場面としては、本会議の開催予定日に、県内に大雨、洪水、大雪等の気象警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるが、会議時間を繰り上げるにより会議の開催自体は可能と判断されるときを想定する。
- ・この場合において、その通知は、原則、本会議の開催予定日の前日までに行う。

②表決の順序処理(会議規則第66条)

表決の順序については、これのみ3人以上の人数要件を設けていますが、この規定のみに人数要件を設ける理由に乏しく、他県でも人数要件を設けていないところも多いことから、この際、撤廃することとします。

(参考) ○標準都道府県議会会議規則 令和5年改正 新旧対照表(関係部分抜粋)

改正後	改正前
(会議時間)	(会議時間)
第九条 会議時間は、午前〇時から午後〇時までとする。	第九条 会議時間は、午前〇時から午後〇時までとする。 <u>ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上げ又は延長することができる。</u>
2 <u>議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。</u>	2 <u>会議時間の繰上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いずに会議に諮って決める。</u>
3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</u>	

3 会議規則及び委員会条例の改正イメージ

別紙1及び別紙2のとおり

4 今後の予定

代表者会議で了承が得られれば、3月の議会運営委員会で、請願の提出手続のオンライン化に係る規定の整備と併せて、議事手続のオンライン化等に係る会議規則及び委員会条例の改正案について協議いただくことを予定しています。

- | | |
|---------------------|--------|
| ・代表者会議での協議 | 2月25日～ |
| ・議会運営委員会における議提議案の協議 | 3月19日 |
| ・本会議上程・審議 | 3月21日 |

会議規則改正案イメージ

※請願の提出のオンライン化に係る規定は、別途検討中のため除外

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
第三章 議事日程 (第十七条—第十八条の二)	第三章 議事日程 (第十七条—第十八条の二)
第十七条 (日程の作成及び配付等)	第十七条 (日程の作成及び配付)
第十八条・第十八条の二 (略)	第十八条・第十八条の二 (略)
第四章～第九章 (略)	第四章～第九章 (略)
第十章 公聴会及び参考人 (第七十三条—第八十条)	第十章 公聴会及び参考人 (第七十三条—第八十条)
第七十三条～第七十七条 (略)	第七十三条～第七十七条 (略)
第七十八条 (代理人又は文書等による意見の陳述)	第七十八条 (代理人又は文書による意見の陳述)
第七十九条・第八十条 (略)	第七十九条・第八十条 (略)
第十一章～第十四章 (略)	第十一章～第十四章 (略)
第十五章 会議録 (第九十九条—第一百二条)	第十五章 会議録 (第九十九条—第一百二条)
第九十九条 (略)	第九十九条 (略)
第一百条 (会議録の配付等)	第一百条 (会議録の配付)
第一百一条・第一百二条 (略)	第一百一条・第一百二条 (略)
第十六章～第十八章 (略)	第十六章～第十八章 (略)
附則	附則
(会議時間)	(会議時間)
第五条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。	第五条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。 <u>ただし、議決があったとき又は議長が必要があると認めるときは、繰上げ又は延長することができる。</u>
2 議長は、必要があると認める場合は、 <u>会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u>	2 <u>会議時間の繰上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</u>
3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認める</u>	

ときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

4 (略)

(議案の提出)

第十一条 (略)

2 (略)

3 議長は、前二項の議案の提出を受けたときは、これを印刷して議員に配付し、又は当該議案に記載された事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を議員に提供しなければならない。

(日程の作成及び配付等)

第十七条 議長は、議事日程を作成して、あらかじめ議員にこれを配付し、又は当該議事日程に記載された事項を記録した電磁的記録を提供する。

2 (略)

3 議長は、前項の事項を議場で宣告し、議事日程の配付又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供に代えることができる。

(委員長及び少数意見の報告)

第三十一条 委員会の審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 (略)

3 前二項の報告は、議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、若しくは当該報告書に記載された事項を記録した電磁的記録を提供し、又はその要旨を朗読したときは、省略することができる。

4 (略)

3 (略)

(議案の提出)

第十一条 (略)

2 (略)

3 議長は、前二項の議案の提出を受けたときは、これを印刷して議員に配付しなければならない。

(日程の作成及び配付)

第十七条 議長は、議事日程を作成し、あらかじめ議員に配付する。

2 (略)

3 議長は、前項の事項を議場で宣告し、日程の配付に代えることができる。

(委員長及び少数意見の報告)

第三十一条 委員会の審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告をする。

2 (略)

3 前二項の報告は、議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、又はその要旨を朗読したときは、省略することができる。

4 (略)

<p>(発言の通告)</p> <p>第三十九条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録で通告しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(質問)</p>	<p>(発言の通告)</p> <p>第三十九条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(質問)</p>
<p>第四十二条の二 (略)</p> <p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書又は電磁的記録で通告しなければならない。</p> <p>(表決の順序処理)</p>	<p>第四十二条の二 (略)</p> <p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p> <p>(表決の順序処理)</p>
<p>第六十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(請願文書表)</p>	<p>第六十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(請願文書表)</p>
<p>第六十八条 議長は、請願文書表を作成し、議員にこれを配付し、又は当該請願文書表に記載された事項を記録した電磁的記録を提供する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第六十九条 議長は、請願文書表の配付又は当該請願文書表に記載された事項を記録した電磁的記録の提供とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に</p>	<p>第六十八条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第六十九条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p>

<p>係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p>	
<p>2・3 (略) (意見を述べようとする者の申出)</p>	<p>2・3 (略) (意見を述べようとする者の申出)</p>
<p>第七十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、<u>文書又は電磁的記録</u>であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。 (代理人又は文書等による意見の陳述)</p>	<p>第七十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。 (代理人又は文書による意見の陳述)</p>
<p>第七十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電磁的記録</u>で意見を<u>提示する</u>ことができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。 (会議録の配付等)</p>	<p>第七十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を<u>提出する</u>ことができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。 (会議録の配付等)</p>
<p>第一百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。</p>	<p>第一百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録(<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。</p>

委員会条例改正案イメージ

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一条～第二十五条（略）</p> <p>第二十六条（代理人又は文書等による意見の陳述）</p> <p>第二十六条の二～第二十九条（略）</p> <p>附則</p> <p>（意見を述べようとする者の申出）</p> <p>第二十二條 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、<u>文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十六条において同じ。）</u>であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。</p> <p>（代理人又は文書等による意見の陳述）</p> <p>第二十六條 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電磁的記録で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第一条～第二十五条（略）</p> <p>第二十六条（代理人又は文書による意見の陳述）</p> <p>第二十六条の二～第二十九条（略）</p> <p>附則</p> <p>（意見を述べようとする者の申出）</p> <p>第二十二條 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。</p> <p>（代理人又は文書による意見の陳述）</p> <p>第二十六條 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>